

令和4年8月26日（投げ込み日）

雲 仙 市

担当課	健康福祉部	保護課
担当者	課長 堀田	一樹
電 話	0957-38-3111	
F A X	0957-38-3514	

住民税非課税世帯等臨時特別給付金の誤支給について

雲仙市において、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（以下「給付金」という。）の誤支給が判明いたしました。

関係者の皆様並びに市民の皆様には、大変ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

記

1、経 緯

給付金振り込みの際、銀行から口座情報の氏名相違との連絡を受け、改めて、本人申請書とシステム上の情報を確認したところ、租税条約の免除対象者であり、本来、支給対象外であることが判明しました。

2、概 要

給付金は、租税条約に基づき課税を免除された外国籍の住民については、支給の対象となりませんが、租税条約該当者の確認漏れにより、誤支給したものです。

3、影 響（誤支給した世帯）

令和3年度 6世帯 誤支給の金額 60万円 （10万円×6世帯）
（うち5世帯は返還済み）

令和4年度 2世帯 誤支給の金額 10万円 （10万円×1世帯）
（うち1世帯は振り込み不可、うち1世帯は返還済み）

4、対応状況

誤支給した対象者は全て外国籍であることから、雇用している事業者等の協力をいただきながら、対象者への謝罪と制度説明を行い、給付金の返還を求めている状況です。

5、再発防止策

データの取り込みをする際の確認を徹底するなど、審査方法とチェック体制の強化を図り、再発防止に取り組むとともに、行政に対する信頼回復に努めます。

※租税条約とは

租税条約とは、所得税や市・県民税などの税目に対し、国際間での二重課税の回避や脱税防止のために、日本と諸外国との間で個別に定めた条約のことをいいます。条約を締結している国からの留学生や事業修習者などで、一定の要件を満たしている外国人の方は、所得税や市・県民税が免除される場合があります。